

(様式 2)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	下田市

下田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 下田市役所 産業振興課
所 在 地 下田市東本郷 1-5-18
電 話 番 号 0558-22-3914
F A X 番 号 0558-22-3910
メールアドレス sangyou@city.shimoda.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、 台湾リス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	下田市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	稲	89	30
	麦類	1	0
	豆類	15	2
	雑穀	1	0
	果樹	36	55
	飼料作物	15	2
	野菜	54	81
	いも類	34	85
ニホンジカ	稲	29	10
	豆類	7	1
	果樹	24	37
	飼料作物	15	2
	野菜	24	36
	いも類	15	37
サル	稲	1	0
	豆類	1	0
	果樹	5	8
	野菜	4	6
	いも類	3	7
ハクビシン 台湾リス	果樹	0	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	年間を通して、市内全域で目撃情報がある。野菜や果樹などの農作物への被害が多く報告されている。また、住宅や庭、駐車場等の生活環境への被害も報告されている。防護柵の設置等、被害の軽減に取り組んでいる。市街地に現れる個体については、人が近づいても逃げにくく人慣れしている様子が見受けられる。目撃情報は増加傾向にあり、今後も対策をしていく必要がある。
ニホンジカ	野菜や稲の被害が多く報告されている。これまで目撃情報が無かった地区でも捕獲されており、生息範囲は拡大傾向にある。防護柵の設置等を行う必要のある地区も拡大していくことが想定されるため、今後も対策が必要である。
サル	果樹や野菜の被害が報告されている。目撃情報は増加傾向にあり、年間を通して目撃情報が多く寄せられている。山間部だけではなく、市街地での目撃情報も増加している。果樹等の農作物の被害に加え、市街地での生活環境被害に発展する恐れがあり、対策が必要である。
ハクビシン タイワンリス	現在、農作物への被害は報告されていないが、民家への侵入、花壇や家庭菜園の被害等が住民から報告されている。今後、生息数が増えることにより農作物の被害が懸念されるため対策が必要である。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）
イノシシ	245	255	238	247
ニホンジカ	114	123	110	119
サル	14	21	13	20
ハクビシン タイワンリス	0	0	0	0

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	・地元猟友会に鳥獣駆除業務を	・狩猟免許所持者の高齢化に伴い

に 関 す る 取 組	委託契約（イノシシ・ニホンジカ・サル） 通報があった場合は出動し、駆除をしている。 ・捕獲したサル及びイノシシ・ニホンジカの買い上げ （サル 30,000円） （イノシシ・ニホンジカ 5,000円） ・会計年度任用職員2名を雇い入れ、市の所有する箱わなとくくりわなの設置や管理、鳥獣の駆除や捕獲等を実施している。 ・新規狩猟免許取得費用の補助 ※定額補助 上限30,000円 ・箱わな及びくくりわなの購入 ・伊豆地域鳥獣害対策連絡会が購入し、賀茂猟友会下田分会による捕獲を促進するために貸出するもの デジタル無線機29基 ドッグマーカーク親機6基 ドッグマーカーク子機12基 ・捕獲従事者向けの捕獲技術に関する講習会の実施	、所持者数の減少が著しく、新規の狩猟免許取得者を確保するための施策を猟友会や地域と協議する必要がある。 ・農地が鳥獣被害を受け、農業者自身が、自らの手で農地を守ろうとする動きが出ているが、捕獲後の個体の処分等に困り、あまり実施ができていない。 ・農作物の被害を防ぐ為、市に対して、わなの設置希望が多くあるが、安全面や設置箇所の確保等の運用上の問題で設置に至らないことがある。 ・毎日のわなの見回りや捕獲後の個体の処分を負担だと感じる人が多い。 ・銃の所持許可及び更新に対しての審査が厳しく、併せて費用負担が大きいため狩猟免許（第一種銃猟）や銃の所持許可を持つ人が減少傾向にある。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	・補助金の交付 農林業者に対し防護柵の原材料費及び加工費の2分の1を補助する。 限度額は一般の農業者に対しては10万円、認定農業者は20万円 ・地域住民向けの鳥獣対策の講習会の実施	・農業者の高齢化に伴い、防護柵の設置や維持管理が難しくなっている。 ・不完全な設置方法や維持管理により、鳥獣に侵入をされてしまうことがあるため、防護柵の設置方法や維持管理についての指導が必要 ・被害を受けている農家の多くが兼業農家であるため、追い上げや追い払いへの専念が難しく、地域ぐるみで行う対策を考える必要がある。

生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	・ 鳥獣の習性や被害防除について の講習会を実施 ・ 被害防除についてのリーフレッ トを作成し、配布	・ 被害を受けている農家や地域住民 だけでなく、様々な地域住民の興味 や関心を得ることが必要
----------------------------------	---	--

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

○下田市有害鳥獣対策協議会において、各団体の協力により鳥獣の生息状況調査等を行い農作物の被害防止の施策を検討する。

○下田市鳥獣被害対策実施隊において、市内に出没した鳥獣の追い払いや捕獲、駆除等の実施や、市民への鳥獣被害の防除に関する指導助言等の実施をする。

○地域住民への被害対策啓発と共同作業

- ・ 農作物残さや生活ごみ等による被害拡大を防止する。
- ・ 防護柵による農地保護を推進する。
- ・ 市内各集落と連携して駆除体制を整備し捕獲数の向上を図る。
- ・ 狩猟免許取得者の育成と支援を行う。
- ・ 住民への聞き取りや目撃の通報などを基に、分布範囲の把握を行い、対策区域の絞込みを行う。

○南伊豆町と共同で被害防除のための講習会を開催し、被害対策への意識を高め、農作物の保護や獣害に強い地域づくりに努める。

○農業委員会等地元農業者と連携して耕作放棄地の解消に努め、緩衝帯の整備に努める。

○ICT 機器を活用した捕獲活動を拡大し、より効率的な捕獲を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 賀茂猟友会下田分会との連携をスムーズに行うことによって効率的な捕獲を目

指す。

- ・ 賀茂猟友会下田分会への委託 全種 従事者 76 人
- ・ 鳥獣被害対策実施隊員のうち、狩猟免許所持者 2 名による捕獲の実施。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度～令和 7 年度	イノシシ	被害地域の住民へ、わなの移動や餌の提供等の協力を依頼し、箱わな及びくくりわなによる捕獲を効率的に行うとともに鳥獣被害防止の意識を高める。 狩猟免許試験や講習会等について、広報等で周知を行い、新規狩猟免許取得者の増加を図る。 新規狩猟免許取得者に対して補助金等の支援を行うことにより費用負担を軽減させ、狩猟免許所持者の増加を図る。 被害相談や目撃情報などを集約し、わなによる捕獲を実施するほか、必要に応じ猟友会と一緒に捕獲をする。 I C T 機器を活用し、見回りの労力を減らす等、効率的な捕獲を実施できるようにする。
令和 5 年度～令和 7 年度	ニホンジカ	被害地域の住民へ、わなの移動や餌の提供等の協力を依頼し、箱わな及びくくりわなによる捕獲を効率的に行うとともに鳥獣被害防止の意識を高める。 狩猟免許試験や講習会等について、広報等で周知を行い、新規狩猟免許取得者の増加を図る。 新規狩猟免許取得者に対して補助金等の支援を行うことにより費用負担を軽減させ、狩猟免許所持者の増加を図る。 被害相談や目撃情報などを集約し、わなによる捕獲を実施するほか、必要に応じ猟友会と一緒に捕獲をする。 ニホンジカの捕獲については、県で実施している

		管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。 I C T機器を活用し、見回りの労力を減らす等、効率的な捕獲を実施できるようにする。
令和5年度～令和7年度	サル	被害地域の住民へ、わなの移動や餌の提供等の協力を依頼し、箱わな及びくくりわなによる捕獲を効率的に行うとともに鳥獣被害防止の意識を高める。 狩猟免許試験や講習会等について、広報等で周知を行い、新規狩猟免許取得者の増加を図る。 新規狩猟免許取得者に対して補助金等の支援を行うことにより費用負担を軽減させ、狩猟免許所持者の増加を図る。 被害相談や目撃情報などを集約し、わなによる捕獲を実施するほか、必要に応じ猟友会と一緒に捕獲をする。
令和5年度～令和7年度	ハクビシン タイワンリス	被害地域の住民へ、わなの移動や餌の提供等の協力を依頼し、箱わな及びくくりわなによる捕獲を効率的に行うとともに鳥獣被害防止の意識を高める。 新規狩猟免許取得者に対して補助金等の支援を行うことにより費用負担を軽減させ、狩猟免許所持者の増加を図る。 被害相談や目撃情報などを集約し、わなによる捕獲を実施するほか、必要に応じ猟友会と一緒に捕獲をする。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
捕獲計画数（捕獲目標）設定の考え方				
【過去3年間の捕獲実績】				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
イノシシ	346	509	255	370
ニホンジカ	218	196	339	251
サル	3	15	12	10
ハクビシン	0	0	0	0
タイワンリス	0	0	0	0

第13次静岡県鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。

1) イノシシ

令和3年度においては、255頭が捕獲されている。令和元年度は346頭が捕獲されており、比較すると捕獲数は減少している。市民からの目撃情報や被害相談はまだ多くあり、農作物への被害もあることから、積極的に捕獲をしていく必要があると思われる。直近の捕獲数の平均は370頭であることと捕獲数の減少傾向を踏まえ、目標値を400頭に設定する。

2) ニホンジカ

捕獲頭数は減少傾向にあったが、令和3年度は増加した。果樹への食害や畑、田んぼ等の作物への食害が多く相談されている。また、道路への飛び出しによる事故の発生等、生活環境への影響もある。このことから、ニホンジカの積極的な捕獲をしていく必要があると考え、目標頭数を350頭に設定する。

3) サル

近年の捕獲頭数の平均は10頭である。果樹の食害が多く報告され、市街地等に出没することも多くある。農作物の被害も多くなっているため、20頭を目標値に設定する。

4) ハクビシン

農作物の被害はまだ報告されていないが、目撃情報が多く、将来的に農作物への被害が発生することが懸念されるため、捕獲目標を10頭と設定する。

5) タイワンリス

痕跡を確認しているが、捕獲はされていない。今後の農作物への被害を防止するために、捕獲目標を10頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	400	400	400
ニホンジカ	350	350	350
サル	20	20	20
ハクビシン	10	10	10
タイワンリス	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容		
イノシシ ニホンジカ サル	銃	毎年度4月1日～3月31日
	わな	毎年度4月1日～3月31日
	箇所	市内（鳥獣保護地区を含む） 1回の申請につき12ヶ月以内
ハクビシン タイワンリス	わな	毎年度4月1日～3月31日
	箇所	市内（鳥獣保護地区を含む） 1回の申請につき12ヶ月以内

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃を利用した捕獲の実施はなく、今後も実施予定はない。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
下田市内	権限委譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度

イノシシ ニホンジカ サル	電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置の補助（市単独補助金）及び情報提供	電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置の補助（市単独補助金）及び情報提供	電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置の補助（市単独補助金）及び情報提供
---------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ サル	電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置や修繕への補助（市単独補助金）及び通報・被害相談への対応としての追払い	電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置や修繕への補助（市単独補助金）及び通報・被害相談への対応としての追払い	電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置や修繕への補助（市単独補助金）及び通報・被害相談への対応としての追払い

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ サル	・鳥獣による被害の調査を行い、状況を把握する。 ・被害対策や放任果樹・耕作放棄地等の解消についての集落管理の方法に関する講習会を行う。 ・市広報誌等を用いて、被害防止対策の啓発活動や被害対策のための補助金等の周知を行う。
令和6年度	イノシシ ニホンジカ サル	・鳥獣による被害の調査を行い、状況を把握する。 ・被害対策や放任果樹・耕作放棄地等の解消についての集落管理の方法に関する講習会を行う。 ・市広報誌等を用いて、被害防止対策の啓発活動や被害対策のための補助金等の周知を行う。

令和7年度	イノシシ ニホンジカ サル	・鳥獣による被害の調査を行い、状況を把握する。 ・被害対策や放任果樹・耕作放棄地等の解消についての集落管理の方法に関する講習会を行う。 ・市広報誌等を用いて、被害防止対策の啓発活動や被害対策のための補助金等の周知を行う。
-------	---------------------	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

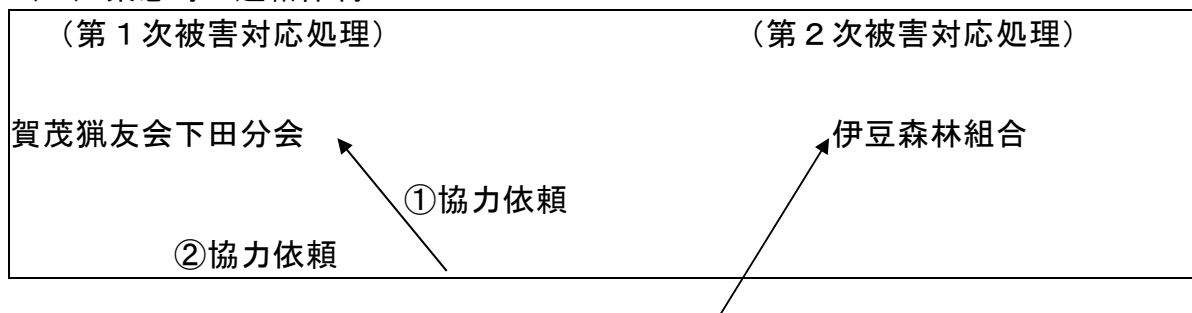
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

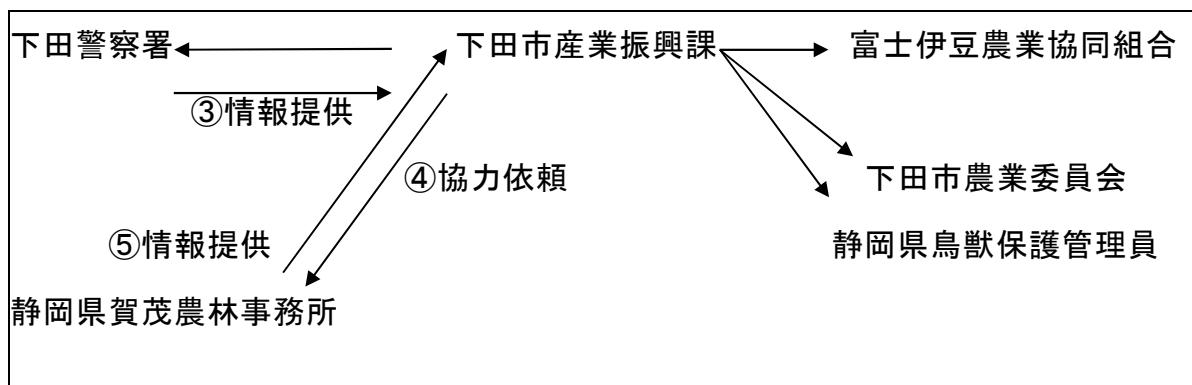
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
下田警察署	住民の通報を受け出動。住民の安全を確保し状況によって、猟銃使用許可に対する現場判断を下す。
静岡県賀茂農林事務所	鳥獣被害防止に関する情報提供・助言指導。
下田市産業振興課	情報提供と被害対策の実施。
賀茂猟友会下田分会	有害鳥獣の捕獲、狩猟免許所有者に対する助言及び指導。
伊豆森林組合	防護網の設置、忌避剤の散布。
富士伊豆農業協同組合	農作物被害情報の提供、被害対策への協力、箱わなの貸出。
下田市農業委員会	情報提供と被害対策への協力。
静岡県鳥獣保護管理員	情報提供と被害対策への協力。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制





(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の大部分は捕獲現場にて埋設しているが、一部イノシシやニホンジカは食肉用として自家消費している。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、市内に野生獣肉を食品加工できる施設がないため、一般への流通には至っていない。 現時点で処理加工施設整備の計画が無いため、可能な個体は自家消費等により有効活用を進めていく。
ペットフード	現在、市内に野生獣肉を処理加工できる施設がないため、一般への流通には至っていない。 現時点で処理加工施設整備の計画が無いため、可能な個体は自家消費等により有効活用を進めていく。
皮革	現在、市内に処理加工できる施設がないため、一般への流通には至っていない。 現時点で処理加工施設整備の計画が無いため、可能な個体は自家消費等により有効活用を進めていく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現在、市内に処理加工できる施設がないため、一般等への流通には至っていない。 現時点で処理加工施設整備の計画が無いため、可能な個体は自家消費等により有効活用を進めていく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

現時点で処理加工施設の整備の計画はないため、他市町の施設等について情報収集を行う。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

意欲や興味のある人に対して、県や関係機関の行う講習会や研修会の案内を行う。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
富士伊豆農業協同組合	農業者への指導。農作物被害情報の収集。
下田市農業委員会	情報交換による連携と被害対策への協力。
静岡県賀茂農林事務所	鳥獣被害防止に関する助言・指導。
伊豆森林組合	情報提供と被害対策への協力
賀茂猟友会下田分会	捕獲指導及び駆除実施・意見交換等。
下田市農業振興会	農業者への指導農作物被害情報の収集。
静岡県鳥獣保護管理員	情報提供と被害対策への協力。
下田市	協議会の運営・被害対策・調査等の実施。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
下田警察署	情報提供と被害対策への協力。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成31年4月1日から、下田市鳥獣被害対策実施隊を設置した。隊員は、市職員のみで構成している。

活動内容

- ・市被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲や駆除に関する事。
- ・対象鳥獣を追い払う活動に関する事。
- ・地域住民への鳥獣被害防止に対する助言指導に関する事。
- ・その他鳥獣による被害を軽減させるために必要な事。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・動物の習性や駆除の講習・説明会による啓発活動。
- ・箱わなを仕掛ける際の土地の提供(使用の許可)、箱わなの運搬支援、餌の提供等、資格を必要としないことでの地域自治会等との協力。
- ・農作物残さや生活ごみなど、餌になるものの管理についての説明。
- ・市内各集落や賀茂猟友会下田分会と連携、協力して駆除及び防除体制を整備する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

○ 他の関係機関による連携の強化

伊豆地域鳥獣被害対策連絡会、警察署、賀茂地域の市町、農協及び猟友会と連携し、被害防止対策に関する情報共有を行う。

南伊豆町とともに講習会を行い、地域住民への鳥獣に関する情報や知識の周知を行う。

○ 地域住民の鳥獣対策に対する自己防衛意識の強化

地域住民に対して、箱わなを仕掛ける際の餌の管理、箱わなの運搬支援、設置等の協力依頼、放任果樹や農作物残さ等の餌場となるものや耕作放棄地や荒廃山林等の潜み場の解消のための説明により、意識強化を図りたい。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。